

集会所使用細則

設定 昭和 58 年 3 月 8 日
改正 平成 14 年 5 月 12 日

(総 則)

第 1 条 この細則は、霧が丘グリーンタウン第四住宅管理組合規約(以下「規約」という。)第 12 条第 2 号に規定する業務を行うため、規約第 46 条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(一般的使用)

第 2 条 理事長は、霧が丘グリーンタウン第四住宅管理組合(以下「組合」という。)が業務上使用する場合を除き、次の各号に掲げる場合には、集会所を組合員及びその同居者(以下「組合員等」という。)に使用させることができる。

- 一 組合員等又は組合員等の団体が会議又は行事のために使用するとき。
- 二 組合員等が親睦を目的として囲碁、将棋、懇談会等を行い、又は音楽、料理等の各種教室等に使用するとき。

(使用の特例)

第 3 条 理事長は、組合員等が葬儀を行うために使用する場合は、前条の規定による使用に優先して集会所を使用させることができる。

(その他の使用)

第 4 条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、組合及び組合員等の使用に支障のない範囲内において、集会所を使用させることができる。

- 一 公職選挙法に基づく演説会又は投票所として使用するとき。
- 二 市役所、公立病院、保健所その他の公的機関が居住者等の便宜のために使用するとき。
- 三 電力会社、ガス会社、日本放送協会等が組合員等に対するサービスを目的として使用するとき。
- 四 郵便局、銀行等が貯蓄奨励等を行うために使用するとき。
- 五 会社等が商品等の展示、販売等のために集会所を使用する場合であって、当該展示、販売等が組合員等の利便に寄与すると理事長が認めたとき。
- 六 その他前各号に準ずる事項で理事会が承認したとき。

(使用時間)

第 5 条 集会所の使用時間は、原則として、午前 9 時から午後 10 時までとする。

(申込受付)

第 6 条 理事長は、集会所の使用の申込を受け付ける場合には、使用責任者から別に定める「集会所使用願」を提出させるものとする。

- 2 前項の場合において、使用の申込みは、原則として、使用する日の 10 日前から受け付けるものとする。

(使用の承認等)

第 7 条 理事長は、前条第 1 項に掲げる「集会所使用願」の内容が適当であると認めたときには、別に定める「集会所使用承認証」を使用責任者に交付するものとする。

- 2 前項の場合、同一の時間に 2 以上の申込みがあったときは、先に申込みを行った者を優先させるものとする。
- 3 理事長は、「集会所使用承認証」を交付した後においても、その使用目的が「集会所使用願」の記載に反する等集会所を使用させることが適当でないと認めたとき、又は第 3 条の規定若しくは理事長が必要と認める場合で他に優先して集会所を使用させる必要が生じたときは、その承認を取消し、又は延期させ、若しくは中止させることができる。

(使用料)

第 8 条 理事長は、前条第 1 項の規定により集会所の使用を承認したときは、「集会所使用承認証」の交付と同時に別に定める集会所使用料を使用責任者から徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収した使用料は、理事会の定めるもののほか、返還しないものとする。

(使用料の処置)

第 9 条 徴収した使用料は、組合の修繕積立金に繰り入れるものとする。

(原状回復義務)

第 10 条 理事長は、集会所の利用者が故意又は過失により、集会所の建物を損傷し、又は備品に損害を与え若しくは損失したときは、当該使用責任者の負担においてすみやかに回復させるものとする。

(附 則)

この細則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。